

## 赤平市総合防災訓練

今年度は地震災害を想定し、豊里地区の住民の皆さんにご協力をいただき住民避難訓練や避難所開設運営訓練などの防災訓練を実施いたします。

日 時 8月23日(土)

9時30分～11時45分

会 場

豊里小学校ほか

実施機関

赤平市

協力機関

滝川地区広域消防事務組合赤平消防署、赤平消防団、赤歌警察署、豊里地区各町内会

訓練内容

・災害対策本部設置運営訓練

・災害広報訓練

・住民避難訓練

・炊出し訓練

・避難誘導訓練

・応急危険度判定訓練

・被害状況調査訓練

・収容避難所開設運営訓練

・救助救急訓練

・土砂流出防止訓練

・一斉放水訓練

※1 豊里地区以外の皆さんも訓練をご覧いただけますよう一般観覧席を用意しておりますが、会場の都合上、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

※2 当日、市公用車、消防車、パートカーなどで避難勧告を

## 生 活 life

上ト水道課からのお知らせ

や精神に障がいのある、満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当

なつたなど感じた事はありませんか？それには、いくつかの理由が考えられます。

◆生活スタイルの変化や使い方

「家族が増えた」「休日などで訪問客が多くなった」「洗濯や風呂の回数が増えた」「蛇口の閉め忘れでポタッポタッと水が出っ放し」など

問合せ 防災対策係

☎ 32-2211

児童扶養手当の現況届等

1日(金)から8月29日(金)までに、

特別児童扶養手当の受給者は

8月11日(月)から9月10日(木)までに、現況届所得状況届を提出しなければなりません。

年末調整または確定申告をさ

れていない方は、平成25年分所得の申告が必要です。(所得が無くても手続きが必要となります)

届け出に必要なもの

▼印鑑、証書など

※児童扶養手当とは：父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

※特別児童扶養手当とは：身体

や精神に障がいのある、満20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、これらの児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当

お伝えする災害広報訓練を実施します。広報の冒頭に「クンレン」とお伝えしますので、訓練に参加されない方は、お間違いのないようにお願ひします。

※3 当日の気象状況等により訓練を中止する場合があります。

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎ 32-2216

全国消費実態調査の実施

本年9月から11月までの3カ月間にわたり、総務省統計局において平成26年全国消費実態調査が実施されます。

この調査は、近年の我が国経済・社会が人口の高齢化、サービス産業の増大、高度情報化等により多様化している中で、国民生活の実態を家計面から明らかにするために行うものです。

調査の結果は、経済・社会施策の基礎資料として、また、消費・経済分析の貴重なデータとして広く利用されます。

調査の内容は、主に家計簿を記入していただくことです。調査員が皆さんのお宅に伺いまし

たら、調査の趣旨をご理解いた

だとき、「記入をお願いします。

家中の蛇口を閉めて、水道メー

ターを見てください。表示パネル

の中の数字など動いていれば、漏

水が疑われます。皆さんも、水道

メーターを見る習慣をつけましょ

う。水漏れも、早期発見と早期治療

(修理)が大変重要で、大切な資源

(水)を守る事にも繋がります。

問合せ 全国消費実態調査コ

ルセンター ☎ 0570-01-4

194(8時～22時土、日、祝

日含む)・企画調整係 ☎ 32-

834

☎ 32-2218

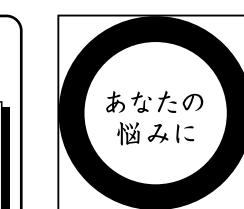
## 司法書士中根事務所

### ◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)  
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・  
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550  
赤平市東文京町2丁目4番地2  
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



すべての相談の相談料が  
**無料**になりました。

相談予約  
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)  
土曜 10:00～13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

